

令和6年度

那覇港における海上交通の実現性検討に係る社会実験

募集要領

■応募期間

令和6年9月30日（月）～令和6年10月28日（月）
午後5時必着

■問い合わせ先

那覇港管理組合 海上交通プロジェクトチーム
〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号
連絡先 専用アドレス : marine_traffic_pj@nahaport.jp

<目次>

【事業の概要】

| | | |
|------|------------|---|
| 1. | 事業の背景と目的 | |
| 1. 1 | 事業の背景 | 1 |
| 1. 2 | 事業の目的 | 1 |
| 2. | 事業内容 | |
| 2. 1 | 事業主体 | 1 |
| 2. 2 | 事業の条件等 | 2 |
| 2. 3 | 関係者の役割分担 | 2 |
| 2. 4 | 法令遵守・損害賠償等 | 2 |

【事業の実施】

| | | |
|------|-----------------|---|
| 3. | 事業者の公募について | |
| 3. 1 | 公募手続き | 3 |
| 3. 2 | 事業の評価・審査 | 3 |
| 3. 3 | 事業者の選定 | 4 |
| 4. | 事業完了後の留意事項 | |
| 4. 1 | アンケート、ヒアリングへの協力 | 4 |
| 4. 2 | 情報の取扱い等 | 4 |

<別紙等>

応募申請書 別紙 1

事業の実施フロー 別紙 2

社会実験の設定条件 別紙 3

運航航路図 様式 1

【事業の概要】

1. 事業の背景と目的

1. 1 事業の背景

那覇港管理組合においては、令和4年4月に那覇港長期構想を策定し、その構想の中で「観光二次交通の利便性向上」や「港内海上交通ネットワークの検討」といった施策・取組についても触れております。また、那覇港においては、令和5年3月の国際クルーズ船の受入再開以降、本港におけるクルーズ船の寄港需要は回復途上にあるところです。他方、政府においてはオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組が検討されており、こうした課題に対し、地域の実情を踏まえた対応策を検討する必要があるものと考えております。また、当組合においては、今年度に「那覇港みなとまちづくりマスタープラン（平成21年8月策定）」の改定に係る検討を行うこととしており、本港における交流・賑わいの創出に資する具体的な取組について、並行して検討する必要があるものと考えております。

以上の背景を踏まえ、那覇港第2クルーズバースを起点とした海上交通の実現可能性の検討に係る社会実験を行うこととします。

1. 2 事業の目的

事業において掲げる目標は「海上交通による新たな輸送モードの開拓」であり、その実現に向けて、「(a) 港内観光コンテンツの創出」及び「(b) 二次交通の利便性向上」を目的とした社会実験を行うこととしています。なお、今回の公募では区分(a)を主目的として設定しますが、区分(b)についても同一の応募事業者から提案可（すなわち、区分(a)は必須の取組、(b)は任意）のスキームとしております。そのため、区分(a)（または(a)(b)の両方）に沿って、旅客の輸送を行う事業者を公募いたします。

※ 取組区分(a)(b)の両方を実施する旨の応募の場合、所定の要件を満たせば事業者を選定する際の審査において加点評価されますので、3. 2 事業の評価・審査の記載内容をご確認下さい。

2. 事業内容

2. 1 事業主体

海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業または旅客不定期航路事業を営む県内事業者を対象とします。

ただし、事業主体及び関係者が以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。また、事業選定後に判明した場合も対象外となります。

・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していると

認められるとき。

- ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている（再認定を受けた者を除く。）とき。
- ・法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していると認められるとき。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に既定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にあると認められるとき。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれると認められるとき。
- ・政治的・宗教的な関連性や要素があると認められるとき。
- ・地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触していると認められるとき。

2. 2 事業の条件等

<事業実施場所等>

本社会実験に係る航路の起点等については、別紙3にある条件設定の通りとなっております。

<事業の時期と期間>

- ・令和6年12月～令和7年1月頃
- ・那覇港第2クルーズバースにクルーズ船が寄港する日
- ・本事業による運航は3日間以内（※1）

※1 取組区分(a)(b)の両方を実施する場合も、計3日の範囲内で事業を行うこと

※2 今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

2. 3 関係者の役割分担（実施体制及び費用を含む）

応募者：応募書類の作成、事業の選定後における沖縄総合事務局への申請手続き、

事業の実施・安全管理の徹底

那覇港管理組合：事業の実施に際しての条件設定・関係者調整

2. 4 法令遵守・損害賠償等

- ・事業実施者は関係法令・基準を遵守し、第2クルーズバースにおけるクルーズ船の運用などに影響を与えないよう十分留意するとともに、社会実験は全て事業実施者の責任で実施すること。
- ・事業の実施に関して、事業実施者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、事業実施者が法的責任を負うものとし、損害により生じた費用を負担するものとする。なお、事業実施者は、損害が生じた場合に備え、保険に加入すること。

【事業の実施】

3. 事業者の公募について

3. 1 公募手続き

以下のとおり、事業者を公募いたします。

■応募受付期間

令和6年9月30日（月）

～令和6年10月28日（月）午後5時（必着）

■応募書類

応募申請書に必要事項を記入し、様式1等資料一式を揃えて提出して下さい。

■応募書類の提出先・提出方法

以下の専用アドレス宛にメールでご提出下さい。また、応募に際してのお問い合わせ等についても同専用アドレスにてお受けいたします。

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 海上交通プロジェクトチーム

専用アドレス：marine_traffic_pj@nahaport.jp

3. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、1. 2 事業の目的に沿ったものであり、海上交通による新たな輸送モードの開拓に資するかといった観点から、当組合において以下の通り評価・審査します。

<評価・審査の観点>

- ①使用船舶及び運航航路が妥当であること
- ②事業全体の運航計画が妥当であること
- ③事業者が運用上の十分な実績を有していること
- ④事業全般にわたって船舶上及び陸上の安全管理が妥当であること
- ⑤今後の計画を含め、発展的な効果が期待されること

取組区分(a)(b)の両方を応募する場合、(a)(b)それぞれについて応募申請書を作成し、提出して下さい。(a)(b)両方の応募内容が実施可と判断される場合は、応募者の評価に加点（持ち点【100点満点】に10点加算）されます。

評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、応募者に対して、必要に

応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

なお、応募のあった事業について、安全確保の観点から、海上運送法における安全管理規程等との整合性等について、沖縄総合事務局の担当部局から応募事業者にお問い合わせを行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合、当該応募は無効になります。

3. 3 事業者の選定

応募のあった事業について、3. 2 事業の評価・審査の観点から内容の審査を行い、選定事業を決定の上、事業主体に対して書面により通知します。なお、旅客航路事業を実施するには、事業選定後に別途、応募者と沖縄総合事務局の間で所定の手続きを完了する必要があるため、遺漏なきようご対応をお願いします。

4. 事業完了後の留意事項

4. 1 アンケート、ヒアリングへの協力

社会実験終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

4. 2 情報の取扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、那覇港管理組合のホームページ、パンフレット等に事業内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募申請書に記載された内容等について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。